

写

18町監第47号
2018年6月4日

町田市議会議長 若林章喜様
町田市長 石阪丈一様

町田市監査委員	高野克浩
同	古川健太郎
同	山下てつや
同	森本せいや

2018年第1回定期監査の結果（その2）について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

2018年第1回定期監査結果報告書（その2）

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
 なお、本監査は都市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 対象部課

町田市民病院事務部（総務課、施設用度課、経営企画室及び医事課）

(2) 対象事務

2017年度（必要に応じて2016年度以前を含む。）に執行された収入、支出、
 契約及び財産管理事務

3 監査の目的

財務に関する事務について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、効果的・効率的かつ経済的に行われているかを検証することを目的として実施した。

4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか
	イ 調定期限及び手続は適正か
	ウ 医業収入は適正に処理されているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか
	イ 滞留債権の状況と、その理由を明確に記録しているか
	ウ 督促、催告及び時効中断手続は適時適正に行われているか
	エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか
(3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 収入金等の現金は適正に保管、管理されているか
	イ 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか
	ウ 企業出納員や現金取扱員等責任ある職員による適正な管理が行われているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か
	ウ 予算目的に反する支出はないか

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 薬品等の紛失や流出による事故が発生するリスク	ア 薬品等は適切に管理され、不正を生じさせない体制となっているか
(2) 財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク	ア 固定資産は適正に管理され、台帳と一致し実在しているか

5 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び関係職員に対する質問、また、現金等の取扱いや固定資産等の管理について実査を行った。

なお、本件監査のうち医業収入に係る債権及び薬品の管理状況について、新日本有限責任監査法人に支援業務を委託し、その結果を参考とした。

また、監査の対象については、リスクの程度に応じ次表のとおり抽出し、内部統制の検証も併せて実施した。

		(単位:円)
収入事務	勘定科目	残高
	入院収益	6,218,884,127
	外来収益	2,690,344,130
	医業未収金	1,751,045,296

支出事務・ 契約事務	契約件名		
	2017年度一般薬品購入単価契約		
	町田市民病院医事業務委託(長期継続契約)		
	町田市民病院臨床検査業務委託(単価契約)		
	町田市民病院患者給食業務委託(長期継続契約)		
	町田市民病院院内総合物流業務委託(長期継続契約)		
町田市民病院経営監理支援業務委託			

財産管理 事務	たな卸資産			残高
	薬品			55,719,014
	器械備品(品名)	取得年度	取得価額	帳簿価額
	セントラルモニタ	2016	10,100,000	7,070,000
	臨床研究支援システムサーバ	2016	4,350,000	3,501,750
	内視鏡ビデオシステム	2017	25,000,000	22,911,342
	分娩監視装置集中監視システム	2017	17,970,000	17,633,063

(注) 表中の金額は、2018年1月31日現在のものである。

6 監査の期間及び実施場所

2018年1月4日から5月28日まで町田市庁舎及び町田市民病院で監査を実施した。

7 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので以下に述べる。なお、都市監査基準第18条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取した。

医事課

<収入事務>

【意見】未請求レセプトの提出時期の早期化に努められたい

保険者負担分に係る診療報酬請求事務について確認したところ、病名や病状詳記の記載が行われていないという事務的要因により、審査支払機関等に提出されていない未請求レセプト(返戻未請求を含む。)が存在した。病院経営の資金繰りという観点から、事務の円滑化・効率化が望まれる。

【意見】債権管理について統一した対応を検討されたい

町田市病院事業における私債権の管理に関する規程(平成22年9月30日病院事業管理規程第12号)では、「町田市病院事業における私債権の管理に係る町田市私債権管理条例(平成22年6月町田市条例第14号)の施行については、町田市私債権管理条例施行規則(平成22年6月町田市規則第38号)の例による」と定められている。

医業未収金のうち患者負担分の管理状況について、応対記録等の関係書類を確認したところ、条例や規則に明記されていない独自の督促方法が行われていた。町田市病院事業の債権管理については、関連する例規に準拠するとともに、課長等の上席者が網羅的に把握できる体制が望まれる。

施設用度課

<支出事務・財産管理事務>

【意見】 検査試薬に係る検収後の納品書について適正に取り扱われたい

検査試薬の納品及び検収について事務の流れを確認したところ、職員による検収後の納品書が、納入業者により施設用度課へ持ち込まれていた。この状況下では、納入業者により偽造・水増しされた納品書に差し替えられ、不正な請求となる可能性がある。検収後の納品書は納入業者へ渡さず、職員により施設用度課へ引き渡すことが望まれる。

※本件については、監査期間中に是正済である。